

利用者負担額（保育料）に関するよくある質問

Q1

利用者負担額変更通知書の見方を教えてください。

A1

利用者負担月額（市町村階層）	変更前		変更後	
	教育・保育給付 認定区分	3号	教育・保育給付 認定区分	3号
	保育必要量	標準時間	保育必要量	標準時間
	35,000円（H）		29,000円（F）	

令和7年8月までの負担額です

令和7年9月からの負担額です

Q2

9月からの利用者負担額（保育料）が8月と比較して大きく増額しました。なぜですか？

A2

令和7年4月から8月までは、令和6年度（令和5年1月～12月の収入）の市町村民税所得割課税額を基に決定されます。この期間は、定額減税が適用されているため、負担額が低くなっている場合があります。

令和7年9月から翌年3月までは、令和7年度（令和6年1月～12月の収入）の市町村民税所得割課税額を基に決定されます。この期間には定額減税が適用されないため、負担額が高くなる場合があります。

また、育児休業などにより令和5年中の収入が少なく、令和6年中に職場復帰などで収入が増加した場合は、9月からの利用者負担額が増額する可能性があります。

Q3

令和6年分の所得税に関する修正申告を税務署で行いました。利用者負担額（保育料）も変更になりますか？

A3

所得税の修正申告によって市町村民税所得割課税額が変更された場合、利用者負担額（保育料）も変更される可能性があります。

この場合、修正申告を行った翌月から負担額の見直しを行います。過去にさかのぼって変更することは法令でできません。

なお、今回の利用者負担額（保育料）は、令和7年7月中旬のデータに基づいて決定されています。所得税の修正申告をされた場合は、自動的に変更できませんので、役場こども未来課保育係（096-286-3117）まで必ずご連絡ください。

Q4

子どもが令和7年11月に3歳になります。12月から利用者負担額（保育料）は無償化されますか？

A4

利用者負担額（保育料）が無償化されるのは、**3歳児（年少児）になる「年度」**からです。

ご質問のケースでは、令和7年度中は2歳児クラスのため、令和8年3月までは無償化されません。無償化されるのは、令和8年4月からとなります。

Q5

9月からの利用者負担額（保育料）の算出の中に、同一住所に住む祖父の市町村民税所得割課税額が含まれているようです。なぜですか？

A5

父母が住民税非課税で、同一住所に祖父母の方と一緒に暮らし、祖父母が当該児童を健康保険上の被保険者として扶養している場合、または、父母の年収合計が130万円未満（ひとり親世帯等の場合は100万円未満）の場合は、祖父母の「市町村民税所得割額」の高い方を生計中心者と見なし、課税額を合算して利用者負担額（保育料）を決定します。

このような場合、住民税が非課税で、同一住所に祖父母と暮らし、父母の年収の合計が130万円未満のため、祖父の「市町村民税所得割課税額」が合算されています。

引っ越しや児童の健康保険上の扶養者が変更になる等、世帯の状況が変わった場合は、利用者負担額（保育料）の再計算を行いますので、役場こども未来課保育係までご連絡ください。

なお、変更の場合は、申請の次の月からの反映となります。

令和7年度利用者負担額（保育料）の納期限のお知らせ

令和7年度利用者負担額（保育料）の納期限は下記のとおりです。

納期限までのお支払いをお願いします。

月	納期限
令和7年9月	令和7年9月30日（火）
令和7年10月	令和7年10月31日（金）
令和7年11月	令和7年12月 1日（月）
令和7年12月	令和7年12月25日（木）
令和8年1月	令和8年 2月 2日（月）
令和8年2月	令和8年 3月 2日（月）
令和8年3月	令和8年 3月31日（火）

益城町の利用者負担額（保育料）の階層区分に関しては、裏面をご覧ください。

利用者負担額(保育料・月額) ※令和元年(2019 年)10 月以降

注) 年齢は、4 月 1 日現在

階 層 区 分		益城町 0～2 歳		(参考) 国が定める基準額	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A 生活保護世帯		0 円	0 円	0 円	0 円
B 市町村民税非課税世帯		0 円	0 円	0 円	0 円
C 市町村民税所得割課税額 48,600 円未満の世帯	ひとり親世帯等	8,000 円	7,500 円	9,000 円	9,000 円
	ひとり親世帯等以外の世帯	17,500 円	16,500 円	19,500 円	19,300 円
D 市町村民税所得割課税額 72,800 円未満の世帯	ひとり親世帯等	9,000 円	9,000 円	9,000 円	9,000 円
	ひとり親世帯等以外の世帯	23,200 円	21,800 円	30,000 円	29,600 円
E 市町村民税所得割課税額 77,101 円未満の世帯	ひとり親世帯等	9,000 円	9,000 円	9,000 円	9,000 円
	ひとり親世帯等以外の世帯	29,000 円	27,000 円	30,000 円	29,600 円
F 市町村民税所得割課税額 97,000 円未満の世帯		29,000 円	27,000 円	30,000 円	29,600 円
G 市町村民税所得割課税額 133,000 円未満の世帯		32,000 円	30,000 円	44,500 円	43,900 円
H 市町村民税所得割課税額 169,000 円未満の世帯		35,000 円	33,000 円		
I 市町村民税所得割課税額 235,000 円未満の世帯		38,000 円	36,000 円	61,000 円	60,100 円
J 市町村民税所得割課税額 301,000 円未満の世帯		41,000 円	39,000 円		
K 市町村民税所得割課税額 397,000 円未満の世帯		43,000 円	41,000 円	80,000 円	78,800 円
L 市町村民税所得割課税額 397,000 円以上の世帯		45,000 円	43,000 円	104,000 円	102,400 円

※保育所、こども園、小規模保育事業所、家庭的保育室、幼稚園、児童発達支援施設等に入園中の児童が 2 人以上いる場合、年齢の高い順に 2 番目の児童は半額、3 番目以降の児童は無料になります。

※住民税所得割 57,700 円未満の世帯は、年齢の高い順に 2 番目の児童は半額、3 番目以降の児童は無料になります。

※住民税所得割 77,101 円未満のひとり親世帯等に該当する場合、第 2 子以降の児童は無料になります。

※満 18 歳未満の児童のうち第 3 子以降の保育料は、無料になります。ただし、未申告世帯は除きます。

※3 歳以上の保育料は無償化となりましたが、副食費(おかず、おやつ代など)や延長保育料などは、これまでどおり保護者の負担となります。